

◎新潟県選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、小千谷市選挙管理委員会から、次のとおり指定、指定内容の異動及び指定の取消しがあった旨の報告があった。

平成29年4月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

1 指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定年月日
小千谷市真人ふれあい交流館	小千谷市真人町甲 587 番地 1	大会議室	114.70	平成 29 年 4 月 1 日

2 指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定内容 異動年月日
小千谷市吉谷トレーニングセンター （旧吉谷トレーニングセンター）	小千谷市大字四ツ子 66 番地 2	トレーニングルーム	375.00	平成 29 年 4 月 1 日
		和室 1	37.60	
		和室 2	37.60	
小千谷市東小千谷体育センター （旧東小千谷体育センター）	小千谷市大字蕨生乙 1234 番地	競技場	966.80	

3 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定取消年月日
真人住民センター	小千谷市真人町甲 110 番地 5	大会議室	105.50	平成 29 年 4 月 1 日